

現場代理人の常駐義務緩和の対象拡大について

平成25年8月
入札監理課

1 拡大の理由

現場代理人の常駐義務緩和については、これまでも様々な措置を講じてきたが、現場技術者の確保困難を理由とする入札不調が依然として多く発生しており、円滑な事業執行に支障を来しているため、品質確保や安全管理に問題のない範囲でさらに対象を拡大するものである。

2 内容

現場代理人の常駐義務緩和の拡大

県の発注機関が異なる場合であっても、品質管理や安全管理に支障がない近接工事に限り、現場代理人の常駐義務緩和の対象とできるように拡大する。

現在：県発注工事における同一の主任技術者が管理できる同一発注機関のもの

改正後：県発注工事における同一の主任技術者が管理できるもの

※ 同一の主任技術者が管理できるものとは、一体性又は連続性のある工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、現場の相互間の距離が概ね5km程度以内の場所において、同一の建設業者が施工することをいう。

3 効果

現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大により、入札不調の要因である技術者不足への対策強化につながる。

4 施行時期

平成25年9月10日以降に申請のあった案件から適用し、適用期間については復旧・復興の進捗状況を踏まえ判断していくこととする。